

令和5年9月

宇土市議会定例会議案（その2）

令和5年9月5日招集

令和5年9月市議会定例会議案（その2）目次

番 号	議 案 名	ページ
議案第64号	令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について	1 別冊
議案第65号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について	〃
議案第66号	宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	2
議案第67号	宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3
議案第68号	宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について	4
議案第69号	宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	5
議案第70号	宇土市民会館条例の一部を改正する条例について	8
議案第71号	史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について	9
議案第72号	宇土市学校給食費徴収条例について	11
議案第73号	網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について	13
議案第74号	令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について	14
議案第75号	財産の取得の変更について	15

議案第 7 6 号	宇土市道路線の認定について	2 2
議案第 7 7 号	宇土市道路線の変更について	2 8
議案第 7 8 号	令和 5 年度宇土市一般会計補正予算（第 3 号）について	3 1 別冊
議案第 7 9 号	令和 5 年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） について	〃
議案第 8 0 号	令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ いて	3 2 別冊
議案第 8 1 号	令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） について	〃
議案第 8 2 号	令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	3 3 別冊
議案第 8 3 号	令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）に ついて	〃
議案第 8 4 号	宇土市教育委員会の委員の任命について	3 4
報告第 1 1 号	令和 4 年度宇土市財政の健全化判断比率について	3 5 別冊
報告第 1 2 号	令和 4 年度宇土市漁業集落排水施設整備事業資金不足比率に ついて	3 6 別冊
報告第 1 3 号	令和 4 年度宇土市水道事業資金不足比率について	〃
報告第 1 4 号	令和 4 年度宇土市公共下水道事業資金不足比率について	3 7 別冊

報告第15号	令和4年度宇土市水道事業会計継続費精算報告について	38
報告第16号	令和4年度宇土市公共下水道事業会計継続費精算報告について	40
報告第17号	専決処分の報告について 専決第9号 損害賠償額の決定について	42
報告第18号	専決処分の報告について 専決第10号 訴えの提起について	43

議案第64号

令和4年度宇土市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度宇土市水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

議案第65号

令和4年度宇土市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度宇土市公共下水道事業会計決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

## 議案第 66 号

宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例  
宇土市子ども医療費助成条例（昭和 48 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 1 号中「満 15 歳」を「満 18 歳」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇土市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### 提案理由

子育て世代の経済的支援として、子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 67 号

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇土市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)の改正に伴い、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第 68 号

宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例について

宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市企業振興促進条例の一部を改正する条例

宇土市企業振興促進条例（平成 4 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「施設等を拡張する」を「施設等の拡張若しくは機械若しくは装置の導入を行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

企業優遇制度の適用範囲を拡大し、市の企業振興を促進させるため条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。



議案第 69 号

宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
について

宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次  
のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
(宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例 (昭和 43 年条例第 1  
0 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条第 2 項中「公共」を削り、「下水道事業」の次に「(公共下水道事業及び漁業  
集落排水施設整備事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第 2 条 (見出しを含む。) 中「公共」を削る。

第 3 条第 1 項中「水道事業」の次に「及び下水道事業 (以下「上下水道事業」という。)」  
を加える。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 漁業集落排水施設整備事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 処理区域は、戸口地区 (戸口東区、戸口北区、戸口本町、戸口横区、戸口出区、  
辺田目東区及び辺田目西区) とする。

(2) 処理人口は、930 人とする。

(3) 1 日最大汚水量は、307 立方メートルとする。

(宇土市水道事業及び公共下水道事業特別会計条例の一部改正)

第 2 条 宇土市水道事業及び公共下水道事業特別会計条例 (昭和 48 年条例第 32 号) の  
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇土市水道事業及び下水道事業特別会計条例

第 1 条中「公共」を削る。

(宇土市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する条例の一部改正)

第 3 条 宇土市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する条例 (昭和 54 年条例  
第 38 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇土市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例

第 1 条中「宇土市公共下水道処理区域内」の次に「及び宇土市漁業集落排水施設条例

(平成20年条例第40号)第3条に規定する処理区域内」を加え、「くみ取り便所」を「くみ取便所」に、「あつ旋」を「あっせん」に改める。

第2条第1号中「あつ旋」を「あっせん」に改め、「市長が」を削り、「ができる」を「をいう」に改め、同条第2号中「くみ取り便所」を「くみ取便所」に改め、同条第4号中「あつ旋」を「あっせん」に改める。

第3条の見出し、同条、第4条の見出し及び同条第1項中「あつ旋」を「あっせん」に改める。

第5条の見出し中「あつ旋」を「あっせん」に改め、同条第1項中「あつ旋」を「あっせん」に、「分割払い」を「分割払」に改める。

第6条の見出し、同条、第7条第1項、第8条の見出し、同条、第9条第1項、第11条の見出し及び同条中「あつ旋」を「あっせん」に改める。

第14条中「規則」を「規程」に改める。

(宇土市漁業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 宇土市漁業集落排水施設条例(平成20年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「漁業集落」を「この条例は、漁業集落」に、「宇土市漁業集落排水施設を設置する」を「漁業集落排水処理施設の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第4条中「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第8条第1項、第9条、第10条、第13条、第19条第2項及び第25条中「規則」を「規程」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計条例(平成13年条例第22号)

(2) 宇土市漁業集落排水施設整備事業減債基金条例(平成14年条例第26号)

(3) 宇土市漁業集落排水水洗便所改造資金融資あつ旋及び利子補給に関する条例(平成20年条例第42号)

(宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計条例の廃止に伴う経過措置)

3 宇土市漁業集落排水施設整備事業特別会計は、令和5年度決算結了をもってこれを廃止するものとする。

(宇土市漁業集落排水施設整備事業減債基金条例の廃止に伴う経過措置)

4 第2項の規定による廃止前の宇土市漁業集落排水施設整備事業減債基金条例に規定する宇土市漁業集落排水施設整備事業基金に属する現金及び有価証券その他の財産については、この条例による改正後の宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に基づく下水道事業に引き継ぐものとする。

(宇土市水道事業給水条例の一部改正)

- 5 宇土市水道事業給水条例（平成10年条例11号）の一部を次のように改正する。  
第26条第1号ア中「宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。  
（平成28年熊本地震等による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部改正）
- 6 平成28年熊本地震等による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例（平成28年条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「宇土市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「宇土市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

#### 提案理由

漁業集落排水施設整備事業の地方公営企業法適用に伴い、公共下水道事業と一本化を行うため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第70号

宇土市民会館条例の一部を改正する条例について

宇土市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市民会館条例の一部を改正する条例  
宇土市民会館条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第16条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、障害等を理由とする利用制限を是正するため、条例を改正する。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第71号

史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例について

史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

史跡轟貝塚保存活用検討委員会設置条例

(設置)

第1条 国指定史跡轟貝塚の保存と活用に関し、市民及び専門的見地から意見を求めるため、史跡轟貝塚保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、宇土市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 史跡轟貝塚の保存活用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、史跡轟貝塚の保存活用に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 宇土市文化財保護審議会委員
- (3) 地域の代表者
- (4) 文化庁担当職員
- (5) 熊本県教育庁教育総務局文化課担当職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員がその職を離れたときは、当該委員を辞職したものとみなす。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、第4条の規定による任期の間において、最初のもは教育長が、2回目以降のもは委員長が招集し、いずれも委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員又は委員であった者は、正当な理由がなく、委員会の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会文化課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「  
| 

重要遺跡保存活用検討委員会委員
-----------------

 |  
」を  
  
「  
| 

重要遺跡保存活用検討委員会委員
史跡轟貝塚保存活用検討委員会委員

 |  
」に

改める。

提案理由

令和4年11月10日付けで国史跡の指定を受けた宇土市宮庄町の轟貝塚の保存活用に関し検討する機関を設けるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第72号

### 宇土市学校給食費徴収条例について

宇土市学校給食費徴収条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

#### 宇土市学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 宇土市立学校の設置に関する条例(昭和41年条例第54号)第2条に規定する小学校及び中学校を対象として実施する学校給食(学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条に規定する学校給食)及びこれに準じて宇土市幼稚園条例(昭和47年条例第39号)第2条に規定する幼稚園に対して実施する給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、学校給食の提供を受ける児童、生徒又は園児の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)及び教職員その他学校給食の提供を受ける者(以下「保護者等」という。)が負担する経費をいう。

(学校給食費の徴収等)

第3条 市長は、保護者等から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第4条 保護者等は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例に規定する学校給食費の徴収に関し必要な行為については、この条例の施行

の日前においても、行うことができる。

(宇土市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

3 宇土市学校給食共同調理場設置条例（昭和53年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

#### 提案理由

給食会計公会計化に伴い、学校給食費の徴収について必要な事項を定めるため、条例を制定する。

これが、この議案を提出する理由である。



## 議案第73号

### 網田コミュニティセンター新築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- 1 契約の目的 網田コミュニティセンター新築工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約の金額 446,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 4 契約の相手方 山王・滝口特定建設工事共同企業体  
（代表構成員）  
熊本市東区戸島西五丁目5番57号  
山王株式会社  
代表取締役 深水 弘一  
（構成員）  
宇土市赤瀬町334番地4  
有限会社滝口建設  
代表取締役 瀧口 壮士

#### 提案理由

予定価格1億5,000万円以上の工事の請負に関する契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第74号

令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事請負契約の変更契約の締結について

令和5年3月31日付けで請負契約を締結した令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事について、次のとおり請負契約の一部を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

- |   |        |   |                                 |
|---|--------|---|---------------------------------|
| 1 | 契約の目的  | 令和4年度住吉漁港漁村再生交付金（長部田港）3号物揚場延伸改良工事           |                                 |
| 2 | 契約の金額  | 変更前   | 146,240,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
|   |        | 変更後   | 155,838,111円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |
| 3 | 契約の相手方 | 宇土市住吉町2429番地1<br>株式会社光栄工業 宇土営業所<br>所長 嶋本 和善 |                                 |

### 提案理由

工事の請負に関する契約について、変更することによる契約の金額が1億5,000万円以上となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第75号

### 財産の取得の変更について

令和4年3月3日に議決された財産の取得（令和4年9月12日議決により一部変更）について、その一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

1 所在地	変更前	別紙1のとおり
	変更後	別紙2のとおり
2 取得価格	変更前	40,521,165円
	変更後	41,937,843円
3 取得面積	変更前	6,101.52平方メートル
	変更後	6,145.38平方メートル
4 取得の相手方	変更前	個人9人、法人1者
	変更後	個人9人、法人2者

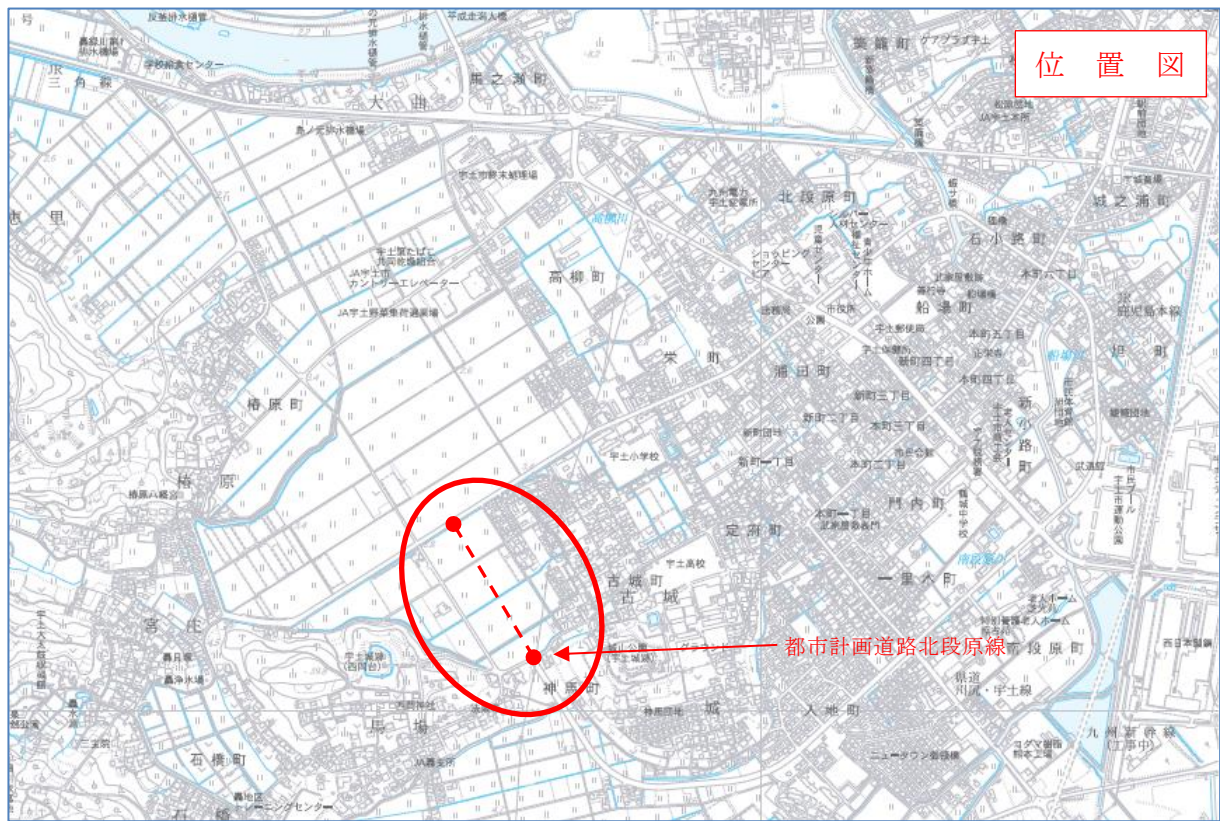
### 提案理由

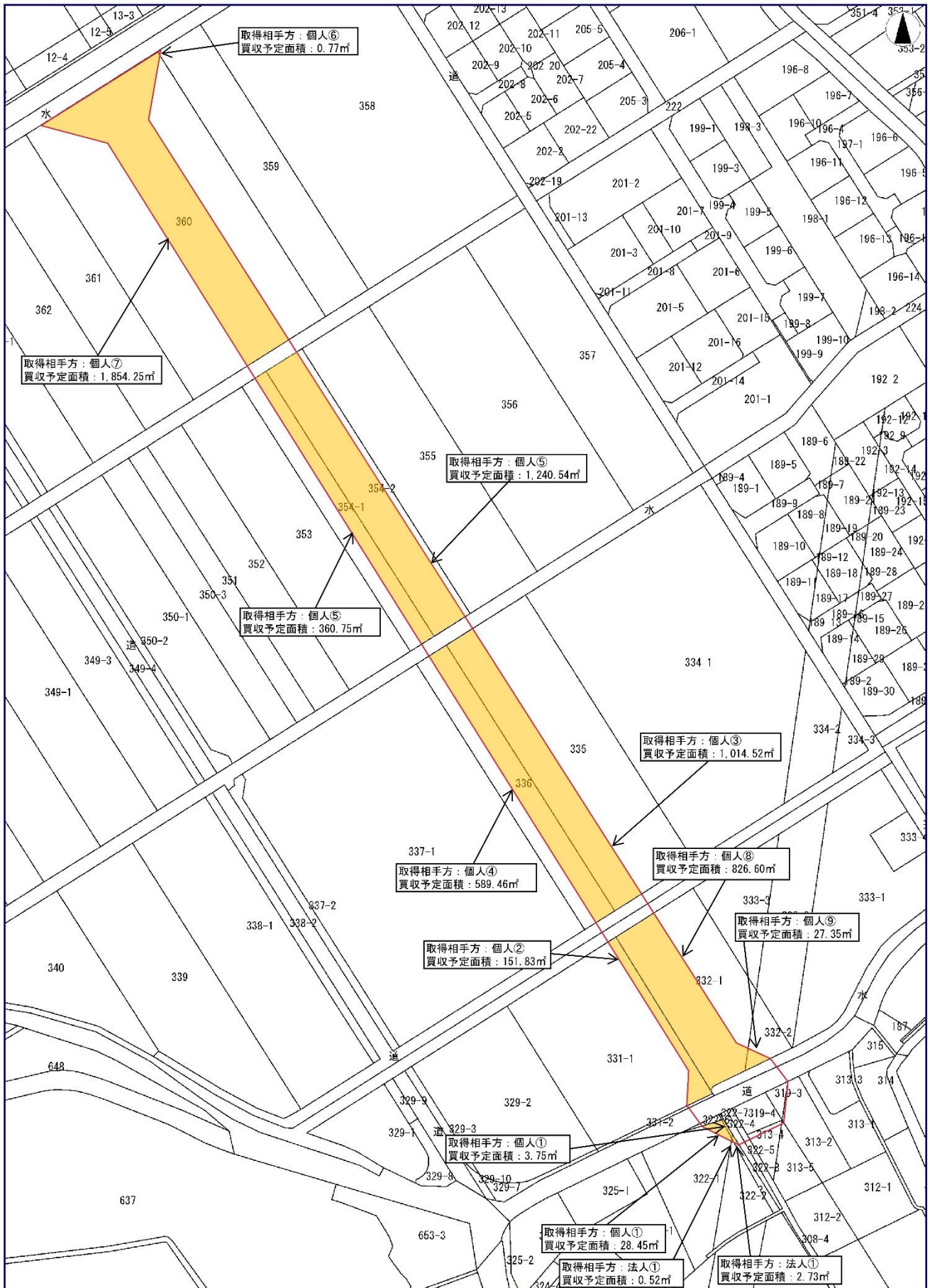
都市計画道路北段原線整備事業の実施に伴い、道路用地を追加取得する必要があるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 別紙 1

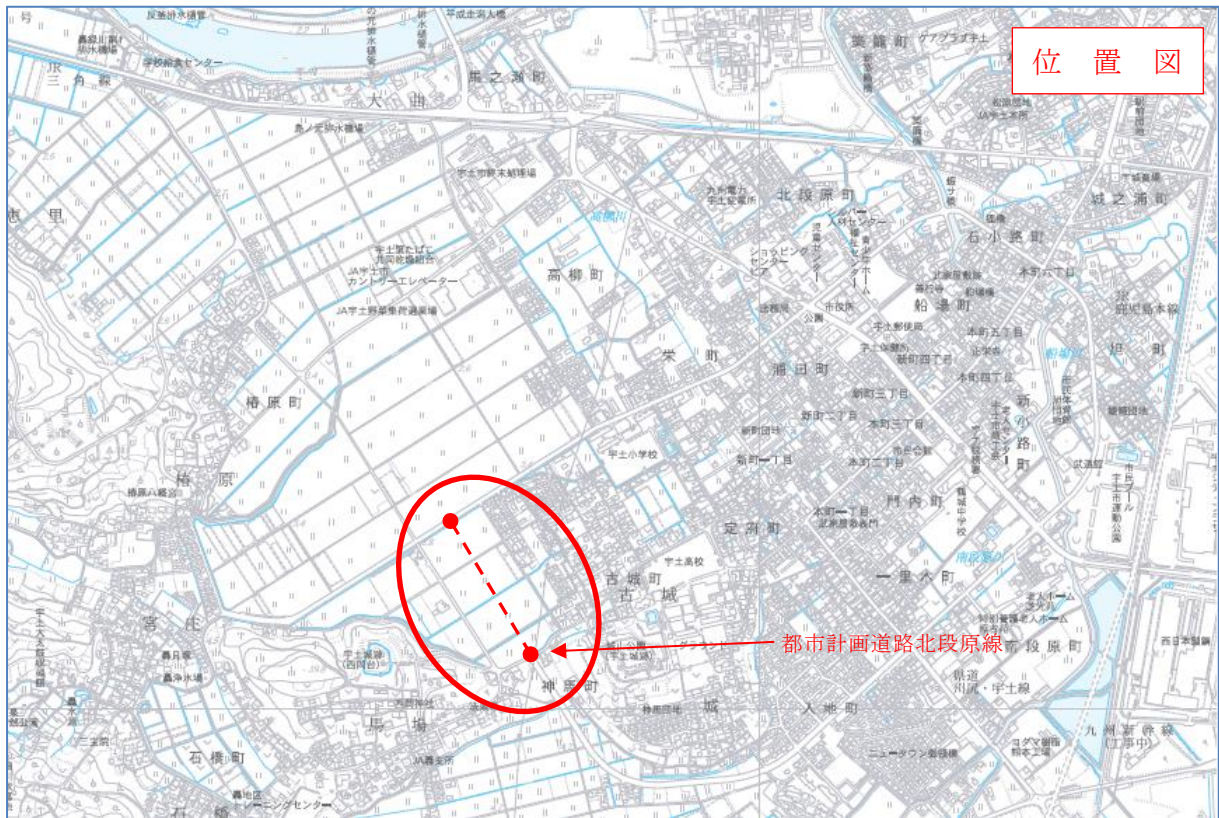
番号	所在地	地目	取得面積 (㎡)	取得の相手方
1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 1	田	2 8 . 4 5	個人①
2	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 4	雑種地	3 . 7 5	
3	宇土市神馬町字山下 3 3 1 番 1	田	1 5 1 . 8 3	個人②
4	宇土市神馬町字山下 3 3 5 番	田	1, 0 1 4 . 5 2	個人③
5	宇土市神馬町字山下 3 3 6 番	田	5 8 9 . 4 6	個人④
6	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 1	田	3 6 0 . 7 5	個人⑤
7	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 2	田	1, 2 4 0 . 5 4	
8	宇土市神馬町字山下 3 5 9 番	田	0 . 7 7	個人⑥
9	宇土市神馬町字山下 3 6 0 番	田	1, 8 5 4 . 2 5	個人⑦
1 0	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 2	雑種地	0 . 5 2	法人①
1 1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 8	雑種地	2 . 7 3	
1 2	宇土市神馬町字山下 3 3 2 番 1	田	8 2 6 . 6 0	個人⑧
1 3	宇土市神馬町字山下 3 3 2 番 2	田	2 7 . 3 5	個人⑨
計		1 3 筆	6, 1 0 1 . 5 2	



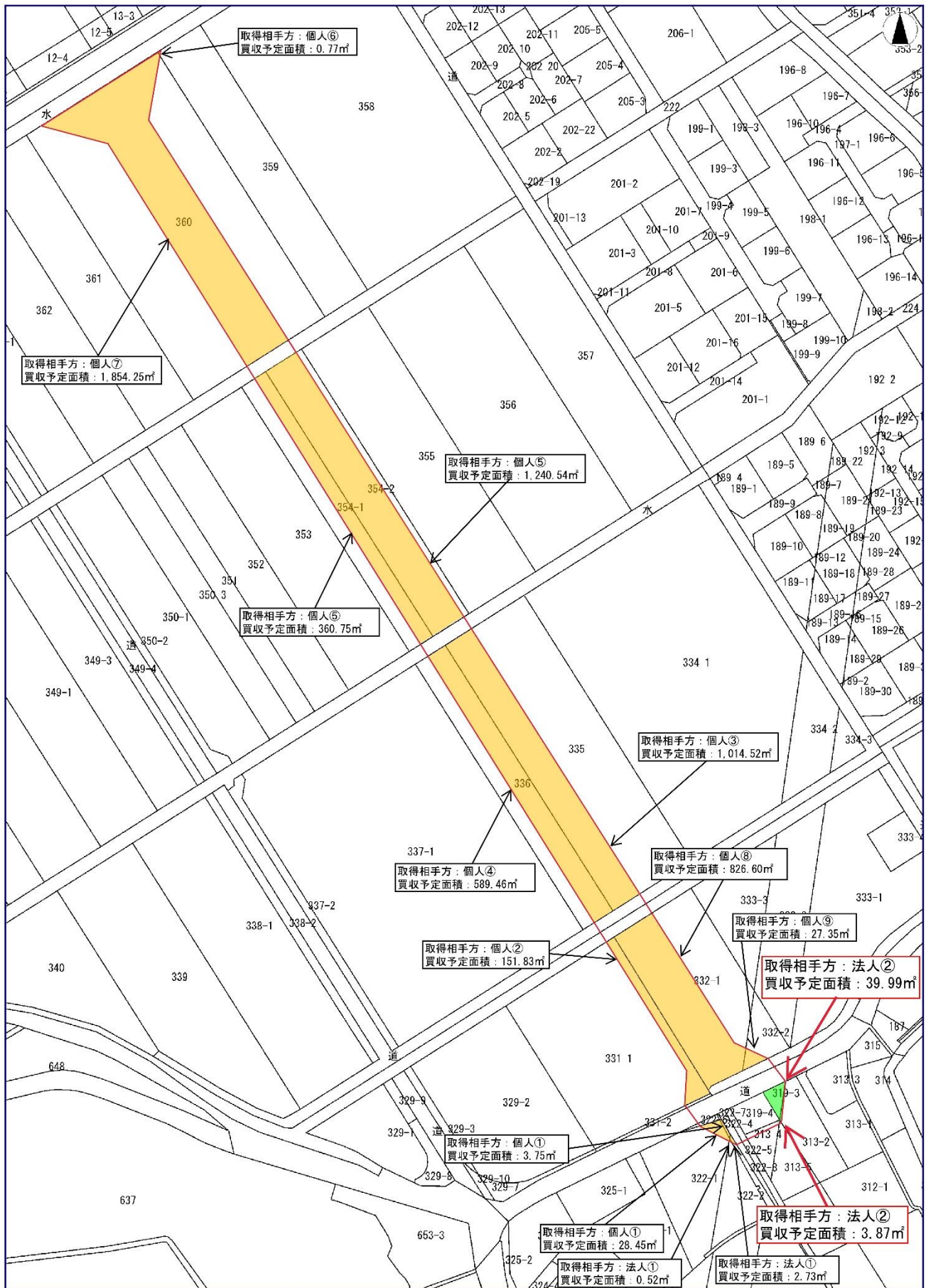


## 別紙 2

番号	所在地	地目	取得面積 (㎡)	取得の相手方
1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 1	田	2 8 . 4 5	個人①
2	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 4	雑種地	3 . 7 5	
3	宇土市神馬町字山下 3 3 1 番 1	田	1 5 1 . 8 3	個人②
4	宇土市神馬町字山下 3 3 5 番	田	1, 0 1 4 . 5 2	個人③
5	宇土市神馬町字山下 3 3 6 番	田	5 8 9 . 4 6	個人④
6	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 1	田	3 6 0 . 7 5	個人⑤
7	宇土市神馬町字山下 3 5 4 番 2	田	1, 2 4 0 . 5 4	
8	宇土市神馬町字山下 3 5 9 番	田	0 . 7 7	個人⑥
9	宇土市神馬町字山下 3 6 0 番	田	1, 8 5 4 . 2 5	個人⑦
1 0	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 2	雑種地	0 . 5 2	法人①
1 1	宇土市神馬町字舞出 3 2 2 番 8	雑種地	2 . 7 3	
1 2	宇土市神馬町字山下 3 3 2 番 1	田	8 2 6 . 6 0	個人⑧
1 3	宇土市神馬町字山下 3 3 2 番 2	田	2 7 . 3 5	個人⑨
1 4	宇土市神馬町字舞出 3 1 3 番 2	宅地	3 . 8 7	法人②
1 5	宇土市神馬町字舞出 3 1 9 番 3	宅地	3 9 . 9 9	
計		1 5 筆	6, 1 4 5 . 3 8	







議案第 76 号

宇土市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を認定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
7-67	緑川工業団地 1 号線	新開町字東開 18 95 番 21 地先	新開町字東開 18 91 番 5 地先	
7-68	緑川工業団地 2 号線	新開町字東開 18 95 番 18 地先	新開町字東開 18 95 番 56 地先	
7-69	緑川工業団地 3 号線	新開町字東開 18 95 番 30 地先	新開町字東開 18 95 番 3 地先	
7-70	緑川工業団地 4 号線	新開町字東開 18 95 番 34 地先	新開町字東開 18 95 番 55 地先	
7-71	緑川工業団地 5 号線	新開町字東開 18 95 番 43 地先	新開町字東開 18 95 番 52 地先	

提案理由

市道の路線を認定するには、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



認定路線位置図



議案第 77 号

宇土市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり市道の路線を変更する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

路線番号	路線名	旧	起点	終点	重要な 経過地
		新			
4-63	老人ホーム・ 芝光苑線	旧	南段原町 188 番 16 地先	南段原町 188 番 21 地先	
		新	南段原町 188 番 16 地先	南段原町 161 番 1 地先	

提案理由

市道の路線を変更するには、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



変更路線位置図

変更前



変更路線位置図



## 議案第78号

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度宇土市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第79号

令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度宇土市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年9月5日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 80 号

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宇土市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 81 号

令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宇土市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 8 2 号

令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宇土市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

## 議案第 8 3 号

令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度宇土市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

宇土市長 元 松 茂 樹

### 提案理由

予算を定めるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。